

障害児通所支援事業所
障害児相談支援事業所
障害児入所施設
管理者 各位

こども青少年局障害児福祉保健課長

障害児通所支援事業所等職員への抗原検査キット配布及び
集中的検査の実施について（依頼）

日頃から本市障害福祉行政に御理解・御協力をいただき、ありがとうございます。

各事業所・施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、日々ご対応いただき、心より御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より、抗原検査キット等を使用した集中的検査の実施要請がありました。あわせて、検査に必要となる抗原検査キットが厚生労働省より提供されました。

つきましては、各事業所・施設に検査に必要となる抗原検査キットを配布いたします。

12 月 1 日（木）から、週 1 回、職員に対して定期的に検査を実施していただくようお願いいたします。

また、検査の結果、**陽性が判明した場合、所定の方法にて本市へ報告**をお願いいたします。

突然の配付及び検査実施となりお手数をおかけしますが、よろしくようお願いいたします。

1 抗原検査キットの配布について

(1) 配送キット

「HEALGEN COVID-19 抗原迅速テスト」

https://www.takara-bio.co.jp/medical/pcr_kit3.htm

製造販売元：タカラバイオ株式会社

(2) 配送業者

ヤマト運輸株式会社（配送主：「横浜市健康福祉局健康安全課」）

(3) 配送時期

11 月 18 日（金）以降 順次配送します。

（11 月末までに配送完了する予定です。）

(4) 配布予定数

おおむね施設の職員数×週 1 回× 3 か月分（12 回）程度

※追加送付はありません。

対象事業所・施設	個数
障害児通所支援事業所	180 キット
障害児相談支援事業所	30 キット
障害児入所施設、療育センター	施設定員に応じた数

2 集中的検査について

(1) 集中検査期間

令和4年12月1日～令和5年2月28日（週1回×3か月分）

※12月1日（木）以降に開始してください。（11月中は実施しません）

(2) 検査対象

事業所・施設に従事する職員

※ 抗原検査キットは、平均的な配置職員数を基準として配付していることから、全職員分に足りないことがあります。その場合は、常勤職員を優先するなど、各事業所・施設の実状に応じて柔軟に検査を実施していただくようお願いいたします。

また、利用児童・保護者には配付しないでください。

(3) 検査手順

ア 検査の実施

・業務に従事する職員（常勤・非常勤を問わず）に対し、配布した抗原検査キットを使用し、各職員に対し週1回検査を実施してください。

・検査日時を施設内で統一する必要はありません。

【実施例】

あらかじめ検査を実施する職員に抗原検査キット12個（週1回×3か月分）を配付し、各自が任意の曜日に検査を実施。

イ 陽性者の報告

検査を実施した結果、陽性者が確認された場合には、速やかに下記の報告フォームに必要事項を入力し、報告をしてください。

※ 陽性者が確認できなかった場合は、報告は不要です。

【陽性者報告フォーム】

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/eb54b70-a548-46fb-bd87-44efe8e929ce/start>

【連絡先】 こども青少年局障害児福祉保健課

電話：045-671-4274

kd-syogaijifukuho@city.yokohama.jp